

「府民サービス」と「負担」の状況

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんに負担していただいているものです。

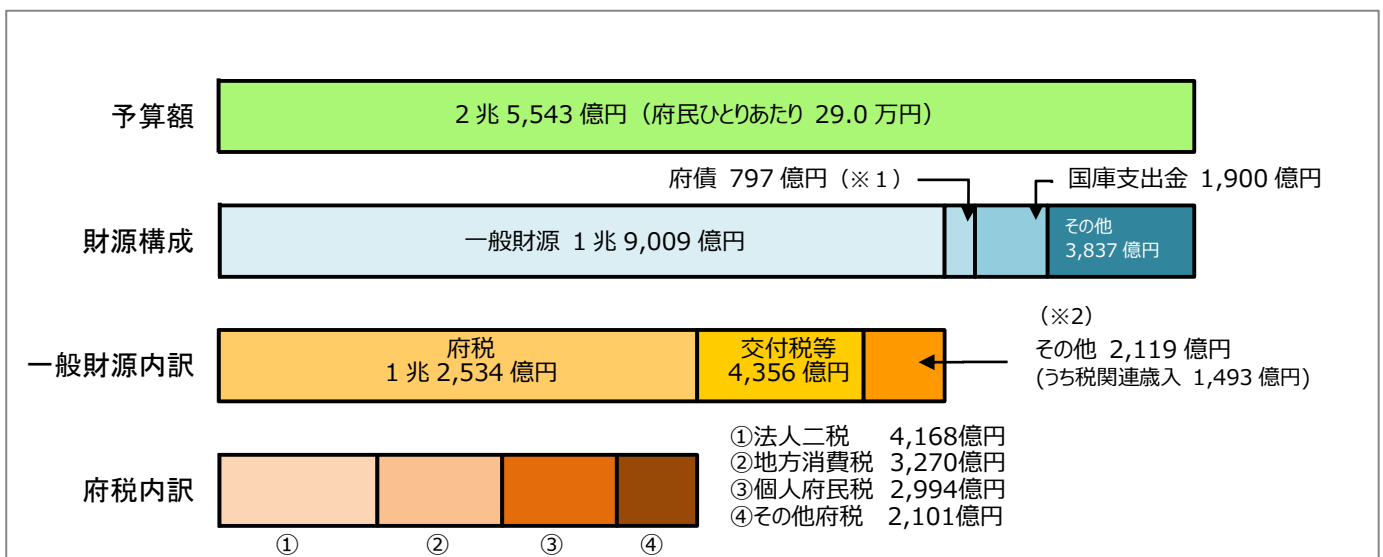
財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、平成30年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況について、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源を中心に説明します。

府の予算と財源の構成

大阪府の予算のうち、一般財源は74.4%を占めています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

一般財源は、府民のみなさんに直接負担していただく府税収入が65.9%を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も22.9%を占めています。なお、交付税や国庫支出金などは、国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形で府民の皆さんに負担していただいているものです。

府税収入は、主要な税目である法人二税、地方消費税、個人府民税で83.2%を占めています。



※1 府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補填債は含まれていません（ここでは「一般財源」の「交付税等」に含める）。なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100%（臨時財政対策債）又は75%（減収補填債）が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※2 「その他」には、地方譲与税などの税関連歳入や宝くじ収益金などが含まれます。

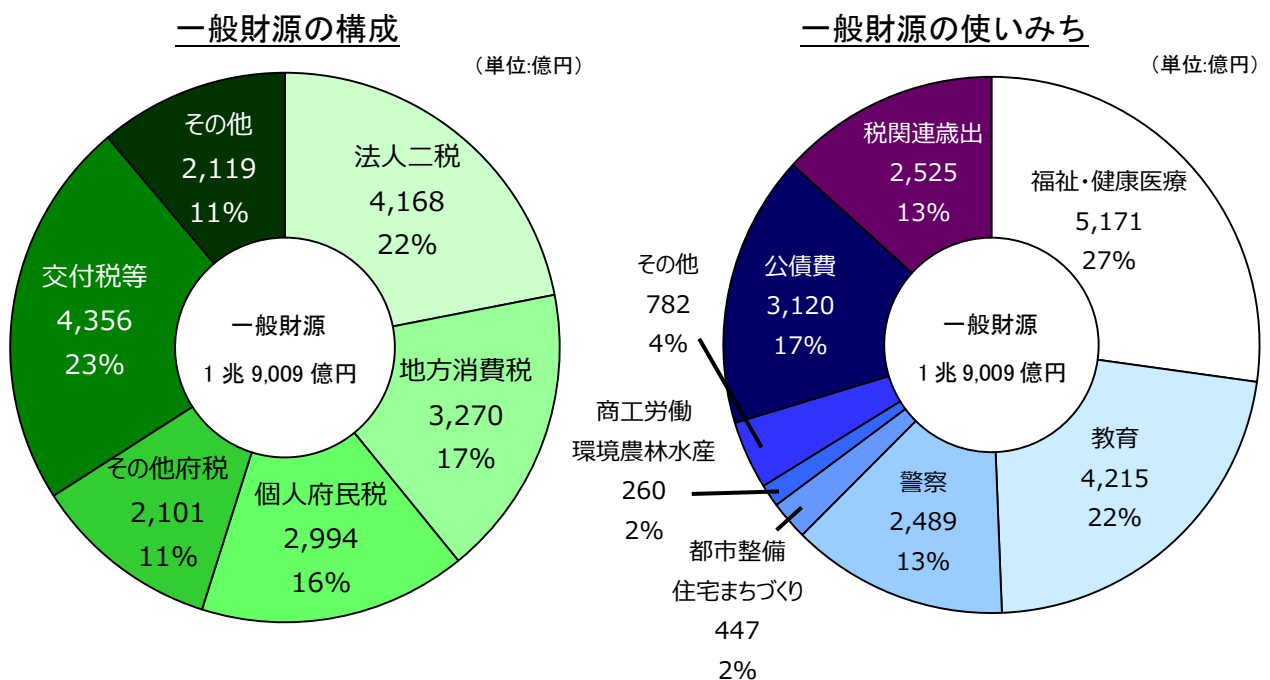
各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

一般財源の構成と使いみち

自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成30年度当初予算で確保を見込んでいるのは1.9兆円であり、府の行政活動に要する経費の約7割を占めています。

一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。一般財源の構成は、法人二税が約22%を、消費税率8%のうち1.7%にあたる地方消費税が約17%を、個人府民税が約16%を占めており、これらの税にその他府税を加えた府税で約7割を占めています。

一方、一般財源の使いみちは、福祉・健康医療分野が約27%、教育分野が約22%、警察分野が約13%などとなっています。なお、福祉・健康医療分野の各種制度や学校の教職員・警察官の数などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。



「その他」は、地方譲与税や市町村たばこ税府交付金などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金など。

「税関連歳出」は、税関連の交付金、還付金など。「その他」は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、政策企画費、府民文化費など。

府税の負担の状況

一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

その中で、広く府民の皆さんに負担していただいているのが府税であり、その主要な税目が法人二税（法人府民税及び法人事業税）、地方消費税及び個人府民税です。

これらの税目について、一世帯あたり、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、福祉・健康医療、教育、警察などの各施策分野に使われていることになります。

◇法人府民税

総額 726 億円 ○均等割 162 億円／対象 24.1 万法人 ⇒ 一法人あたり 6.7 万円
○法人税割 564 億円／対象 9.3 万法人 ⇒ 一法人あたり 60.8 万円

税額は、「均等割」については資本金等の額に応じて2万円～160万円、「法人税割」については、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は法人税額の5%又は6%、平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度分は3.2%又は4.2%です。

◇法人事業税

総額 3,443 億円 ○外形標準課税 1,442 億円／対象 0.8 万法人 ⇒ 一法人あたり 1,788.1 万円
○所得（収入）割 2,001 億円／対象 9.3 万法人 ⇒ 一法人あたり 216.1 万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与額等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得（収入）割は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度分は所得の1.69～5.78%、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分は所得の2.39～7.18%、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分は1.755～7.18%、平成29年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度分は0.395～7.18%が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額を算定します。

◇地方消費税

総額 3,270 億円 ○総額 3,270 億円／対象世帯数 401 万世帯 ⇒ 一世帯あたり 8.1 万円
(消費税率8%の税率のうち、地方消費税は1.7%です。)

平成30年度から地方消費税清算特別会計を設置して、府民の皆さんの消費に相当する税額（最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算した額）となります。

◇個人府民税（均等割・所得割）

総額 2,692 億円 ○総額 2,692 億円／対象人口 882 万人 ⇒ 人口一人あたり 3.1 万円
○ // // 納税義務者 400 万人 ⇒ 納税義務者一人あたり 6.7 万円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

●均等割 年1,800円／人

- ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から平成35年度までの間、臨時的措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円が加算されています。
- ・新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から平成31年度までの4年間、均等割の税率に300円が加算されます。

●所得割（前年所得金額－所得控除額）×税率4%－調整控除額－税額控除額

- ・指定都市に住所を有する場合にあっては2%となります。
- ・税額や人数、法人数は概数表記であり、負担額の平均値は別に計算しています。税額は平成30年度当初予算、府内の人口は平成30年4月1日現在、納税義務者数は平成29年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は平成28年度末の数値です。

【参考】府民所得と府税負担の状況

年 度	府 人 口 (A)	府 民 所 得		府 税		所得に対する 負 担 率 (C)/(B)
		実 額 (B)	一人当たり額 (B)/(A)×1000	実 額 (C)	一人当たり額 (C)/(A)	
	千人	百万円	円	百万円	円	%
20	8,847	27,138,642	3,067,553	1,356,732	153,355	5.0
21	8,855	25,597,998	2,890,796	1,094,631	123,617	4.2
22	8,865	26,091,547	2,943,209	1,065,750	120,220	4.1
23	8,863	26,697,924	3,012,290	1,042,750	117,652	3.9
24	8,861	26,412,257	2,980,731	1,069,592	120,708	4.1
25	8,856	27,017,753	3,050,785	1,117,054	126,135	4.2
26	8,845	27,077,056	3,061,284	1,202,143	135,912	4.4
27	8,839	27,641,352	3,127,204	1,427,579	161,509	5.2
28	8,833	-	-	1,415,882	160,295	-
29	8,823	-	-	1,491,886	169,091	-

(注) 1 府人口は、各年度10月1日現在の総務省推計人口である。ただし、22、27年度は、国勢調査人口である。

2 府税は、各年度の決算額である。ただし、平成29年度は最終予算額である。

3 府民所得の「実額」は「大阪府民経済計算」報告書による。

4 府民所得の各年度の数値は、平成23年基準の数値である。

5 府民所得は、推計方法の改善、最新の統計調査の利用等により、数値の遡及改定を行っている。

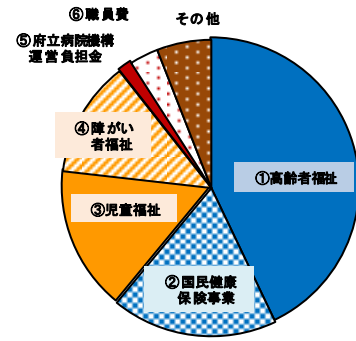
6 府民所得は、府民雇用者報酬、財産所得(非企業部門)及び企業所得の合計値である。

各施策分野で見た一般財源の主な使途

◇福祉・健康医療 5,171 億円

<主な使途>

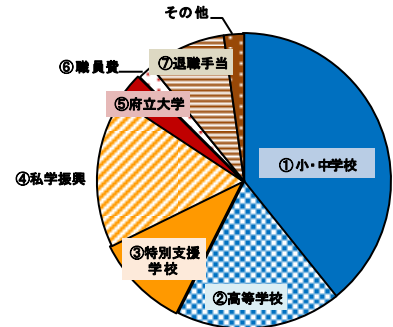
①高齢者福祉（介護保険など）	2,219 億円	
②国民健康保険事業	934 億円	
③児童福祉	818 億円	
④障がい者福祉	652 億円	
⑤府立病院機構運営負担金	79 億円	
⑥職員費	162 億円	など



◇教育 4,215 億円

<主な使途>

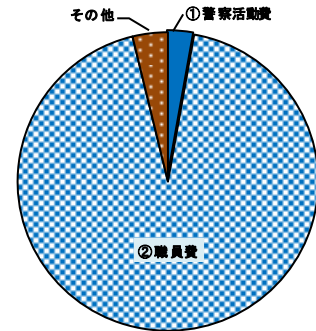
①小・中学校（教職員費）	1,654 億円	
②高等学校	766 億円	
③特別支援学校	435 億円	
④私学振興（私学助成等）	135 億円	
⑤府立大学	697 億円	
⑥職員費（教職員以外・退職手当含む）	70 億円	
⑦退職手当（教職員分）	364 億円	など



◇警察 2,489 億円

<主な使途>

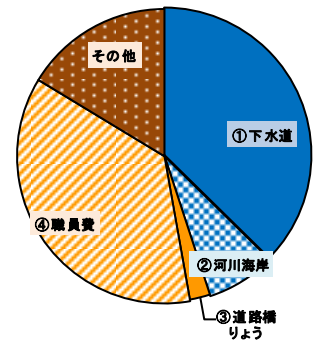
①警察活動費	70 億円	
②職員費（退職手当含む）	2,324 億円	など



◇都市整備・住宅まちづくり 447 億円

<主な使途>

①下水道	167 億円	
②河川海岸	34 億円	
③道路橋りょう	10 億円	
④職員費	163 億円	など



◇商工労働・環境農林水産 260 億円

<主な使途>

①中小企業向け制度融資損失補償	17 億円	
②企業立地促進補助金	12 億円	
③雇用推進・職業能力開発等	18 億円	
④環境保全・農林水産業の振興等	53 億円	
⑤職員費	105 億円	など

